令和9年度
幼児教育・保育施設
入所のご案内

藤枝市
Fujieda City

■ 申し込みにおける注意事項

必要書類を全てご準備してから提出してください。また、記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類がある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからの提出をお願いします。

※必要書類はすべて回収するため、コピーをするなどして各自控えをとっておくようお願いします。

■ 令和9年度歳児一覧（令和９年４月１日時点の年齢が基準となります）

歳児	生年月日
０歳児	２０２６（令和 ８）年4月2日 ～
１歳児	２０２５（令和 ７）年4月2日 ～ ２０２６（令和 ８）年4月1日
２歳児	２０２４（令和 ６）年4月2日 ～ ２０２５（令和 ７）年4月1日
３歳児	２０２３（令和 ５）年4月2日 ～ ２０２４（令和 ６）年4月1日
４歳児	２０２２（令和 ４）年4月2日 ～ ２０２３（令和 ５）年4月1日
５歳児	２０２１（令和 ３）年4月2日 ～ ２０２２（令和 ４）年4月1日

memo

はじめに

■ 保育施設の見学　～見学をしてから申し込みましょう～

　各保育施設では、それぞれの特徴を生かした保育を行っています。園によってはお子さまの年齢などによって保育時間の短縮などをお願いしている場合がありますので、申し込みの前に入所を希望する施設にご連絡の上、お子さんを連れて保育の様子の見学や保育時間の確認などをしておくことをお勧めします。

★園によっては見学を必須とするところもありますので、12～15ページをご確認ください。

⇒希望している園の園見学必須欄に○がついている場合は、園見学をしてからお申し込みください。

　園が指定する駐車場を利用するとともに、送迎ルートが定められている場合がありますので、園のルールに従ってください。

■ 慣らし保育について　～入所した初日から慣らし保育が始まります～

　通常、入所後の**１週間程度は午前中のみ**の保育となり、徐々に保育時間を長くしていき、**３週間程度で１日保育**へと移行します。

　仕事復帰の前月の1日から、入所希望日としてお申し込みが可能です。

　慣らし保育期間終了後は、速やかに職場復帰ができるよう勤務先との調整をお願いいたします。（慣らし保育も通常の保育料がかかります。）

　なお、慣らし保育の期間については個人差もありますので、入所が決まった園と相談しながらすすめてください。

　慣らし保育はお子さんにとって大切なものです。この期間は、保護者のお迎えの時間が早くなりますので、送迎に支障のないよう勤務先等の理解を得るようにしてください。

（例）仕事復帰日と入所希望日

　　復帰日：６／１　　→　５／１～（入所希望可）

　　復帰日：６／15　　→　５／１～（入所希望可）

■ 保育料以外の費用負担金について

　施設によって、制服や保育用品、保護者会費、絵本代、入園料等、保育料以外にも実費負担が発生します。詳しくは、入所を希望する施設へ事前に確認してください。

■ 特別な支援を必要とするお子さんについて

　障がい、食物アレルギー、発育、発達に心配のあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合は、申し込み時にこども課へ必ず相談してください。（※）

　また、お子さんの心身の状態や発育、発達についてご心配な点がある場合は、

申し込みの際、「児童状況調査票」に必ず記入してください。（市外から藤枝市の園を申し込む方も藤枝市の様式をご準備いただき、ご提出ください。）

　園生活において、配慮が必要となる可能性も考えられます。より安全に保育をするため、事前に親子面接を行う場合があります。

　利用調整にあたり、関係機関等に情報を共有させていただく場合がございますので、ご了承ください。

※前島保育園・みわ保育園では、医療的ケアを必要とするお子さんの入園について配慮しています。詳しくはこども課へお問い合わせください。

1．利用手続きのながれ

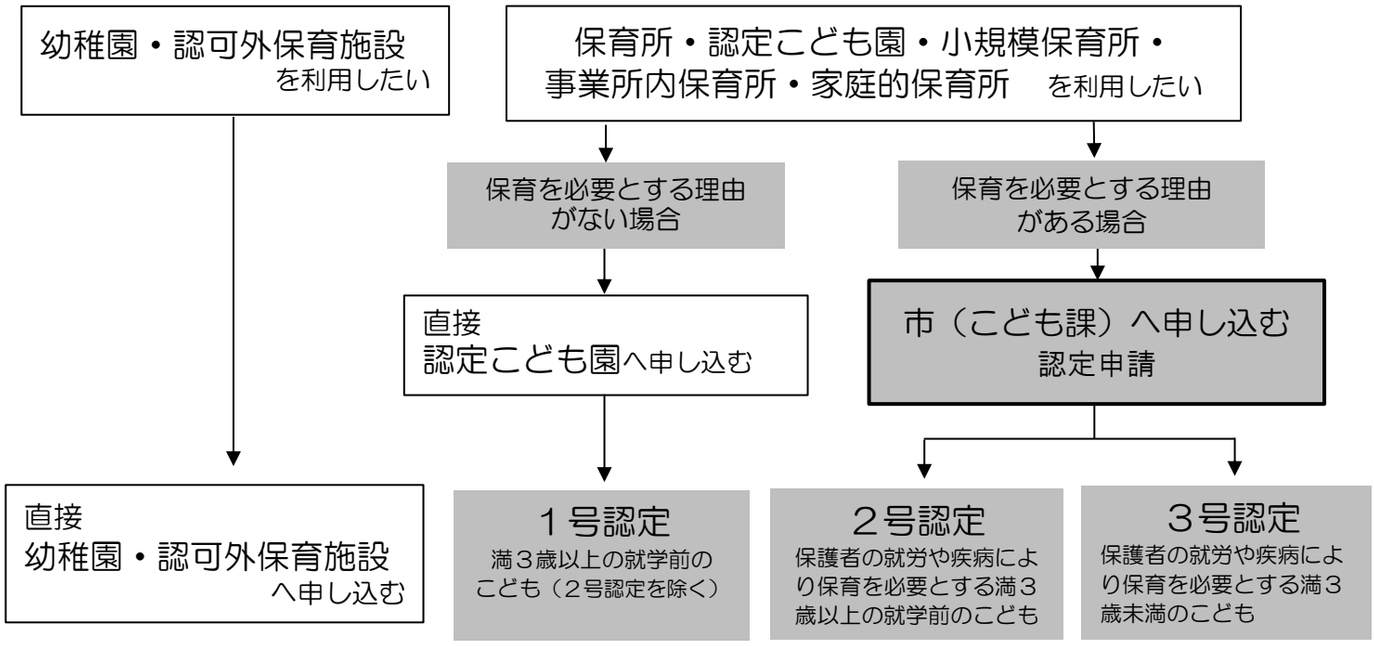

2．入所の対象となる児童

■ 申し込みできる児童

保護者のいずれもが、次の（１）～（８）のいずれかに該当するため、家庭で保育することができない児童です。保育を必要とする証明については児童の保護者の書類が必須となります。

また、世帯分離にかかわらず同住所に住んでいる６５歳未満の方全員の書類の提出もお願いします。

（上記下線部で下記理由に該当しない場合、書類の提出は不要です。）

保育を必要とする理由	保護者の状況	入所できる期間
（１）就労している	１か月に６４時間以上仕事をしている	就労が継続している期間
（２）産前・産後	妊娠中または出産後間がない	出産前２か月・出産当月・出産後３か月の合計６か月以内
（３）疾病・障害	病気または心身に障害がある	家庭で保育が可能となるまで
（４）介護・看護	同居または長期（概ね６か月以上）入院等している親族を常時介護・看護している	介護・看護の必要がなくなるまで
（５）災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終了するまで
（６）求職活動	求職活動（事業準備を含む）を継続的に行っている	３か月以内　（入所後３か月以内に就労証明書を提出してください）
（７）就学	学校に在籍または職業訓練学校において職業訓練を受けている	在学期間
（８）虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある	必要と認められる期間

■ 募集する人数について

保育施設が受け入れ可能な人数となります。希望する保育施設において、受け入れ可能な人数の上限に達している場合でもお申し込みいただけますが、在園児の退所等により受け入れが可能になるまではお待ちいただくことになります。保育施設の入園希望者が入園可能人数（受入枠）を超過する場合、選考により入園ができない場合があることをあらかじめご了承の上、書類提出をお願いします。

■ 保育施設入所にかかる利用調整について

児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされる児童から入所決定となります。こども課へお申し込みの際に、家庭状況等の聞き取りを行い、点数化することにより、利用調整をいたします。

3．一次、二次申請について（入所希望月：令和９年４月～令和９年12月※）

■ 一次申請について

①申請時期 令和８年９月1日～10月3日	受付窓口：藤枝市役所　こども課（所要時間：約20～30分） **必要な書類（５ページ参照）を全て準備してから**提出してください。 ※郵送やメールでの提出はできません。
②審査結果通知 令和９年１月下旬 発送予定	**【認可保育所・小規模保育所に内定した場合】** こども課から結果通知をご自宅へ郵送します。 **【認定こども園に内定した場合】** こども園から結果通知がご自宅へ郵送されます。 ※結果通知が認可保育所・小規模保育所より数日遅くなることがあります。ご了承ください。 **【保留の場合】** こども課から「保育所入所保留通知書」をご自宅へ郵送します。 ※市外園を希望する場合は結果通知が遅くなりますのでご了承ください。
③入園説明会等 令和９年２月下旬～３月上旬	②に同封されている資料に従って説明会へご参加ください。 ※園によっては親子面接を実施する場合があります。
④入園前連絡 入所予定月の１か月前	**5月以降**入所内定者には、入所予定の前月に**入所予定園より**電話連絡があります。（状況確認もさせていただきます）

■ 二次申請について

令和８年10月3日（一次申請締切）までにこども課へ申請をご提出されていない方で、**令和９年4月～令和９年12月※に入所を希望されている**場合は、二次申請にてお申し込みいただくことになります。
（その時点で受入枠に空きがない園への申し込みも可能ですが、空きのある園のみ審査対象となります）

申請期間	結果連絡時期（予定）	連絡方法
令和８年10月5日～令和９年１月22日	令和９年２月８日～16日	**入所可能な場合のみこども課から**電話連絡をします。

※一次、二次申請は令和10年１月～３月入所の受付をしていません。三次申請からお申し込みください。

4．三次申請（随時申請）について

令和９年１月22日（二次申請締切）までにこども課へ申請をご提出されていない方で、**令和９年４月～令和１０年３月に入所を希望されている**場合は、三次申請にてお申し込みいただくことになります。
（その時点で受入枠に空きがない園への申し込みも可能ですが、空きのある園のみ審査対象となります）

入所希望月	申請締切日	結果連絡時期（予定）	連絡方法
令和９年４月	令和9年2月26日	令和９年３月２日～８日	**入所可能な場合のみ入所施設から**電話連絡があります。連絡を受けてから入所日までに園でオリエンテーションを受けてください。 ※市外園に入所可能となった場合は、こども課から電話連絡をします。市外からお申し込みをされた場合は、お住まいの市区町村を通して審査結果をお伝えさせていただきます。
令和９年５月	令和9年3月31日	令和９年４月２日～８日	
令和９年６月	令和9年4月30日	令和９年５月７日～13日	
令和９年７月	令和9年5月31日	令和９年６月２日～８日	
令和９年８月	令和9年6月30日	令和９年７月２日～８日	
令和９年９月	令和9年7月30日	令和９年８月３日～９日	
令和９年１０月	令和9年8月31日	令和９年９月２日～８日	
令和９年１１月	令和9年9月30日	令和９年10月４日～８日	
令和９年１２月	令和9年10月29日	令和９年11月２日～９日	
令和１０年１月	令和9年11月30日	令和９年12月２日～８日	**令和10年１月～３月入所希望の方は三次申請から受付可能です。**
令和１０年２月	令和9年12月27日	令和10年１月５日～１２日	
令和１０年３月	令和10年1月31日	令和10年２月２日～８日	

一次申請受付期間：令和８年９月1日～10月3日

令和８年

■ カレンダー斜線日は市役所閉庁日です

	月	火	水	木	金	土	日
9月	8/31	1 ■一次申請 受付開始	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13■申請受付日 （8:30～12:00）
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
10月	28	29	30	10/1	2	3■一次申請 受付最終日 （8:30～12:00）	4
	5■二次申請 受付開始	6	7	8	9	10	11
	12	13	14■一次申請 変更・不足書類 受付最終日	15	16	17	18

一次申請受付時間（平日）は
８：30～11： 30、13：00～16：30です

9/28～10/3は**特に混雑**することが予想されます

変更受付締め切り後の変更につきましては、一切受け付けができません。

提出書類に不備があると審査対象外になりかねません。ご注意ください。

令和９年

1月	1/18	19	20	21	22■キャンセル等 受付最終日 ■二次申請 受付最終日	23	24
	25■三次申請 受付開始	26	27	28	29	30	31
2月	2/1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26■4月入所希望 受付最終日	27	28

令和9年１月下旬頃　一次申請審査結果発送

≪二次≫申請審査期間

≪二次≫申請審査期間

≪二次≫審査の結果、入所可能な場合のみ
随時電話連絡（２/8～16予定）

入園前までに保育施設にて入園説明会や親子面接

引越しや転職、その他やむを得ない理由でのキャンセル以外は一切受け付けません。

5. 申し込みに必要な書類について

必要書類を全てご準備してから提出してください。また記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類がある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからの提出をお願いします。**※必要書類はすべて回収するため、コピーをするなどして各自控えをとっておくようお願いします。**

■ すべての方に提出していただく書類

提出書類	備考
①教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書	児童１名につき１部
②保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書	１世帯で１部
③児童の状況調査票（市外から申し込む方も必要です）	児童１名につき１部 ※生後３か月未満の児童分の提出は任意
④保育の利用を必要とすることを証明する書類 ※下記参照	(1)児童の保護者（単身赴任の場合も提出） (2)世帯分離にかかわらず同住所に住んでいる６５歳未満の方全員分 （(2)は下記理由に該当しない場合でも申請可）

④保育の利用を必要とすることを証明する書類については下記より１つ選択してください

※ごきょうだいで同時に新規申請をされる場合は、**１世帯につき各１部ずつ**ご提出ください

保育を必要とする理由	提出書類
就労している	**就労証明書** ※就労証明書は発行から３か月以内のものが有効になります ※就労している方で週1日以上通院されている場合は、就労証明書に加えて、医師の意見書または直近１か月間の領収証をご提出ください ※自営業として**農業**をされている場合は、**保育を必要とする理由の調査書**をご提出ください（就労証明書は不要です）
産前・産後	**１．保育を必要とする理由の調査書** **２．母子手帳のコピー（表紙と出産予定日がわかるページ）**
疾病	**医師の意見書**（保育が不可であると証明されているもの）
障害	**医師の意見書**（保育が不可であると証明されているもの） または、**身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳**のコピー
介護・看護	**１．保育を必要とする理由の調査書** **２．医師の意見書**（被介護者・看護者分） または、介護・看護を受ける人が手帳等を所有している場合は**身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳**のコピー
災害復旧	**保育を必要とする理由の調査書**
求職活動	**保育を必要とする理由の調査書**
就学	**１．保育を必要とする理由の調査書** **２．学生証のコピーまたは就学証明書等** **３．時間割等の就学時間が分かるもの**

■ 該当する方のみに提出していただく書類

提出書類	備考
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー　※保育料が減免となる場合があります	保護者・申請児童・同居している方で左の手帳のいずれかをお持ちの場合
独自利用事務の情報連携に関する申告書・同意書 ※窓口にて番号の確認を行うため、マイナンバーカード（コピー可）をご持参ください。	令和８年１月１日及び令和９年1月1日時点で住民票が藤枝市にない場合（市外保育窓口を通してお申し込みされる場合は不要です。転入後のお手続きの際に提出をお願いします。）
転入確約書	【市外からお申し込みの方】 藤枝市に転入予定の場合

６．利用申込書・同意書の記入例

令和9年度　教育･保育給付認定申請書兼保育の利用申込書

藤枝市長

申込受付No.　　申請受付日

出生前は名字のみ記入

アレルギー・病気・障害等ある場合は必ずここに記入

出生前は予定日を記入

令和9年４月１日時点の年齢

●利用希望児童 基本情報

フリガナ	フジエダ　サブロウ	生年月日	R　8年　8月　1日
児童氏名	藤枝　三郎　　男・女		令和9年4 月1日現在　0 歳
健康状態	良好 ・ 虚弱 ・ 病気 ・ 障害 ・ アレルギー 〔 卵 〕	現在の保育者	家庭 ・ 保育所 ・ その他　続柄
現住所	〒426-8722 藤枝市岡出山1－11－1		自宅（ 054 － 643 － 3325 ） 父携帯（ 080 － *** － **** ） 母携帯（ 090 － *** － **** ）
入所希望期間	令和 9 年 7 月 1日 から ☐ 令和　年　月　末日 まで ☑ 就学始期に達する	利用する保育時間	月・火・水・木・金・－ 8 時 30分 ～ 16 時 00分 ☐ 標準時間　☑ 短時間
入所後の送迎			送迎者：父・母・祖父母・その他（　）／交通手段：車・自転車・徒歩・その他（　） 送り：父・母・祖父母・その他（　）／車・自転車・徒歩・その他（　） 迎え：父・母・祖父母・その他（　）／車・自転車・徒歩・その他（　）

就労の場合
保育時間=就労時間+送迎時間

産前産後の場合
産前２か月+出産当月+産後３か月

この日から慣らし保育が始まります。

希望している園のみ審査にかかりますので、通える範囲の園をできるだけ多く希望することをお勧めします。
（12～15ページ 参照）　※よくある質問と回答を19～21ページに掲載していますので参考にご覧ください。
保育施設では、それぞれの特徴を生かした保育を行っています。園によってはお子さまの年齢などによって保育時間の短縮などをお願いしている場合がありますので、申し込みの前に入所を希望する施設にご連絡の上、お子さんを連れて保育の様子の見学や保育時間の確認などをしておくことをお勧めします。
申請前に見学を必須とする園もあります。送迎時の経路や交通状況などを確認しておくことも大切です。

●希望する施設

※希望する施設は内定が出た後に**確実に通園できる園のみ**希望してください　※第6希望以降で、希望順位が記入されている場合は全てをチェックと読み替えます

小規模保育所（0～2歳児）				認可保育所（0～5歳児）		認定こども園（0～5歳児）	
	A保育園		D保育園	✔	G保育園	1	Jこども園
5	B保育園	3	E保育園		H保育園	4	Kこども園
✔	C保育園		F保育園	2	I 保育園		Lこども園

３歳以上であれば幼稚園・こども園１号（新２号申請）も検討していただくことができます。（１６ページ参照）
１号と２号の併願ができない施設もありますので、希望園へ事前にご確認ください。

●全ての希望園に入所できない場合（いずれかにチェック）

☐	**幼稚園･こども園1号で入園**予定（3歳以上）※各自園へ申請が必要です ☐申込済 ☐申込未　園名：	☐	**就労時期延期**予定（求職中の方）　☐ **希望園を追加**する
☑	**育児休業延長**予定（育児休業復帰予定の方） 令和 9 年 8 月 から 令和 10 年 3 月まで	☐	**その他**（　）
☐	育児休業の延長も許容できる。（※利用調整にあたり減点となります。）		

保育を必要とする理由を選択、またそれを証明する書類を提出（５ページ参照）

●利用希望児童の保護者の状況（年齢は令和9年4月1日時点）

	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	保育を必要とする理由
父	フジエダ　タロウ 藤枝　太郎	S・H 2年　6月　1日	36	☑就労（育休中含む）〔就労先：㈱トウキョウ〕 ☐求職　☐疾病･障害〔病名：　通院頻度：〕 ☐その他〔　〕
母	フジエダ　フジコ 藤枝　藤子	S・H 3年　7月　1日	35	☑就労（産休･育休中含む）〔就労先：㈱フジエダ〕 ☐求職　☐疾病･障害〔病名：　通院頻度：〕 ☐産前産後　〔出産日･予定日：令和　年　月　日〕 ☐その他〔　〕

父または母が児童と別居している場合のみ記入

［別居している人］：☑父 ☐母　［住所］：東京都 *** 区*****
［理由］：☐離婚 ☐調停中 ☐未婚 ☐死別 ☑勤務都合 ☐私的理由　［発生日］：令和 7年 5 月

未就学児を全員記入（枠が足りない場合は別紙に記入）

●利用希望児童と同居している未就学児童の状況（令和9年4月1日時点で小学生以上のきょうだいは世帯状況等調査票に記入）

フリガナ 氏名	生年月日	年齢	性別	状況
フジエダ　ハナコ 藤枝　花子	R 3年　9月　1日	5	男・(女)	申請時点在園名：***こども園　1号認定 ◆こども課使用欄 R9年度：継続希望 ・ 申請中（ 新規入園 / 転園 / 2号認定に変更 ）《結果：》
フジエダ　ジロウ 藤枝　二郎	R 6年　12月　1日	2	(男)・女	申請時点在園名：小規模保育園***園 ◆こども課使用欄 R9年度：継続希望 ・ 申請中（ 新規入園 / 転園 / 2号認定に変更 ）《結果：》

申請時点で既に入所している場合は園名を記入（こども園の場合は認定も記入）

令和9年度　保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書

保育料（令和9年度前期分）の算定に必要な市民税は、令和8年１月１日時点で住民票があった市町村にて課税されています。
藤枝市外に住民票があった方は、保護者のマイナンバーカードを持参してください。

●転出入に係る住所

☐ 藤枝市から他市へ**転出予定（住民票異動日）**
転出予定日：令和　　年　　月
⇒右欄へ 転出先住所をご記入ください

転出先住所　〒　　－
都・道
府・県

結果送付先
住民票の異動前に転出先住所に送る場合は✓

☐ 他市から藤枝市へ**転入済**
⇒別紙 独自利用事務の情報連携に関する申告書・同意書をご提出ください
※場合によっては課税地の課税証明書等も必要になる場合がございます。

☑ 他市から藤枝市へ**転入予定**
⇒別紙 転入確約書をご提出ください

●祖父母の状況　（※死亡・音信不通の場合は氏名・生年月日・年齢・状況・住所は未記入で構いません）

	入所児童と同居/別居	フリガナ 氏名	生年月日	R9.4.1の年齢	状況
父方祖父	☐同居 ☐別居 ☑死亡 ☐音信不通		T・S　　月　　日		☐就労　☐求職　☐無職 ☐疾病・障害〔病名： 〕 ☐介護〔被介護者： 〕
		住所（別居の場合のみ）			
父方祖母	☐同居 ☑別居 ☐死亡 ☐音信不通	フジエダ　フジエ **藤枝　フジエ**	T・(S) 43年　6月　1日	58	☑就労　☐無職 ☐疾病・障害〔病名： ☐介護〔
		住所（別居の場合のみ）	☐ 父方祖父と同じ　東京都***区*****		
母方祖父	☑同居 ☐別居 ☐死亡 ☐音信不通	シズオカ　シズオ **静岡　シズオ**	T・(S) 33年　7月　1日	68	☑就労　☐無職 ☐疾病・障害〔病名： ☐介護〔被介護者： 〕
		住所（別居の場合のみ）			
母方祖母	☑同居 ☐別居 ☐死亡 ☐音信不通	シズオカ　シズ **静岡　シズ**	T・(S) 42年　11月　1日	59	☑就労　☐求職　☐無職 ☐疾病・障害〔病名： ☐介護〔被介護者： 〕
		住所（別居の場合のみ）	☐ 母方祖父と同じ		

死亡・音信不通の場合はチェックのみ

就労されていても別居の場合や、
６５歳以上の場合は就労証明書の提出は不要です

同居の６５歳未満の方は就労証明書の提出が必要です

●利用希望児童と同居している小学生以上のきょうだい・曽祖父母等の状況（父母・祖父母・未就学児童は記入不要）

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	R9.4.1の年齢	状況
☑小学生以上の兄弟/姉妹 ☐おじ/おば ☐曽祖父/母 ☐その他	フジエダ　イチロウ **藤枝　一郎**	T・S・H・(R) 1年　5月　1日	7	☐就労　☐求職　☐無職 ☑就学〔就学先：　フジエダ●●小学校 ☐疾病・障害〔病名： ☐介護〔被介護者： 〕
☐小学生以上の兄弟/姉妹 ☐おじ/おば ☐曽祖父/母 ☐その他		T・S・H・R 年　月　日		☐就労　☐求職　☐無職

きょうだい別の園でもこの園の組み合わせは
可または不可などの希望を記入してください

●きょうだいで同時に利用申込をする場合 の配慮事項　（該当者のみ記入）

☐ 希望順位が下がっても、**きょうだいが同じ園**でなければ入園しない
☑ **きょうだいが別々の園**でも、希望順位どおりの園へ入園する

☑ その他
B保育園・E保育園の組み合わせであれば別々でも

●生活保

利用希望児童の世帯に関する状況を記入

生活保護の状況
(適用なし) ・ 適用あり （　　年　　月　　日保護開始）

●本人含む同

※手帳を所有されている方が別居の場合は“無”を選択

身障手帳・療育手帳を交付された世帯員	
(無)・有	氏名　　障害　　（　　級） 児童との続柄　　番号

●同意書（保護者）

ご本人による記入が必要です！
（自署）

藤枝市長／藤枝市福祉事務所長　様
施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給[illegible]、藤枝市が保有する私の住民基本台帳、市民税情報、生活保護法による被保護世帯に関する資料を閲覧及び[illegible]すること、並びに利用調整に関する必要な事項及び利用者負担額に関する事項について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業[illegible]通知することを同意します。

申請者自署（父）　**藤枝　太郎**
申請者自署（母）　**藤枝　藤子**

７．保育施設における保育時間

開所時間内で、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭で保育ができない時間において保育者が保護者に代わって保育します。（各園開所時間は、１２～１５ページ参照）

就労の場合は、**就労時間 ＋ 送迎時間** が保育時間となります。

※３交代制やシフト勤務の方は、毎月保育施設へシフト表の提出をお願いすることがあります。
※就労以外の場合は、それぞれ必要性に応じた保育時間となります 。

８．認定時間について

保育の認定時間については「保育標準時間」と「保育短時間」の区分となります。
区分に応じて保育施設を利用できる時間・保育料が異なります。　※園によって異なる場合があります

※入所後、就労時間の変更等に伴い、認定時間の変更を希望する際は**希望月の前月１５日**（１５日が土日祝の場合はその前日）までに**「教育・保育給付認定変更申請書」**を在籍する保育施設に提出してください。

保育短時間　≪基本８：３０～１６：３０≫

・１か月の就労時間が６４時間以上１２０時間未満の方
※求職活動の方は基本的に短時間認定になります
※保育施設によって指定する時間が異なる場合があります

保育標準時間　≪園が指定する最長１１時間≫

・１か月の就労時間が原則１２０時間以上の方
・１か月の就労時間が１２０時間未満であっても、就労開始または終了時刻などによっては保育標準時間となります。

９．保育施設の休園日等

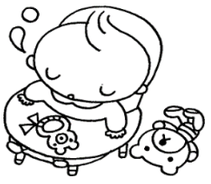

①日曜日
②国民の祝日
③１２月２９日から１月３日まで

また、概ね８月１３日から１５日を含む１週間は「希望保育」となります。
（保護者の申し出により、希望者のみ保育します。）
土曜日も保育を実施していますが、保護者が休業日等で、家庭で保育ができる場合には、家庭にて保育となります。

１０．異動等の届出

住所、電話番号や勤務先を退職・変更した場合または世帯構成の異動（結婚、離婚、別居等）など、入所申し込み時の家庭の状況に変更が生じたときは、その都度速やかに保育施設及びこども課に申し出てください。
またその際、新しい就労証明書など、必要な書類等を提出してください。

１１．年度途中の転園について

令和９年度に保育施設入所後、**市内転居や転職等、その他転園を必要とする理由により転園を希望する**場合は、在籍園に申し出ていただき、「年度途中転園希望申請書」記載の留意事項を熟読の上、在籍園へ提出してください。
転園希望者・新規入所希望者が保育施設の受け入れ可能人数よりも多い場合は、利用調整点をもとにした審査を行い、転園可能な場合のみこども課より電話連絡をいたします。
※申請書ご提出後に、転園の意志がなくなった場合はすみやかに申し出てください。
※連絡後のキャンセルは受け付けできません。

１２．退所について

家庭の状況が変わったことで、“保育を必要とする理由”（２ページ参照）に該当しなくなった場合には、退所の対象となります。退所する月の前月末までにこども課に申し出るとともに、在園している園で退所手続きをお願いします。

入所後、毎年秋頃に現況届の提出があります。保育の必要性が継続されているかの確認のために就労証明書等の提出もお願いしています。書類の提出が確認されない場合や提出書類が保育を必要とする理由を満たしていない場合は、保育の必要性がないとみて退所となります。

また、１ヶ月以上の長期にわたり登園しない場合は、退所となることがあります。

■ 育児休業について（育休延長については21ページQ.19も参照）

既に入所している児童がいて、第二子以降出産にあたり保護者が育児休業を取得した場合**第二子以降が１歳を迎えた次の４月までの入所及びそれに伴う職場復帰に限って、**在園児の継続入所を認めます。

あらかじめ育児休業を**上記以降も取得される場合は、**保育の必要性がないと判断し、入所している児童は、産後３ヶ月で退所していただくことになります。

例）令和７年９月１日生まれの場合
　　令和９年４月入所、保護者は令和９年５月中までに職場復帰なら在園児の継続OK

■ 藤枝市から他市町村へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは保育できます。

転出した翌月以降（月初め１日を入所日とする）も保育施設の継続を希望する場合は、転出先の市町村に広域入所の申請をする必要があります。（下記１３を参照）

１３．広域入所（市外の園への申請、市外からの申請）について

① 藤枝市にお住まいで市外の園を利用希望

⇒あらかじめ利用希望先の市区町村に提出書類や提出期限を必ずご確認ください。

申請書類：藤枝市の必要書類一式　＋　利用希望先の市区町村が求める書類※

提出先　：藤枝市こども課窓口

提出期限：利用希望先の市区町村での申請締切日（市を通じての申請になりますので、申請締切日の１週間前には藤枝市の窓口にご提出ください。）

※利用希望先の市区町村の様式で提出必須の書類や課税証明書等が必要な場合もありますので必ず事前に利用希望先の市区町村にご確認ください。

② 藤枝市以外にお住まいで藤枝市の園を利用希望

申請書類：お住まいの市区町村の必要書類一式　＋　（藤枝市の様式で）児童状況調査票
　　（転入予定の方は藤枝市の様式で）転入確約書

提出先　：お住まいの市区町村の保育窓口

提出期限：〈一次申請〉お住まいの市区町村の一次申請期間内※にご提出いただければ、藤枝市の一次申請として受け付けします。（21ページ参照）

※お住まいの市区町村の一次申請期間が11月を過ぎる場合は、お住まいの市区町村及び藤枝市こども課にご相談ください。

〈二次申請以降〉**藤枝市の申請締切日必着**（３ページ参照）
お住まいの市区町村を通じて藤枝市に必要書類が届く必要がありますので、締切日よりも余裕をもってご提出ください。

●転入予定の方へ

【注意事項】転入予定の方は入所の前月末日までに転入手続きを行い、藤枝市こども課窓口にお越しください。改めて藤枝市民として認定申請が必要になりますので、保護者のマイナンバーカードを持参してください。

１３．保護者負担金について

令和元年１０月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、３歳児から５歳児のクラスのすべてのこどもの保育料が無償となりました。
３歳児から５歳児の給食費については無償化の対象となりません。
ただし、世帯状況によっては給食費のうち副食費の支払いが免除される場合があります。

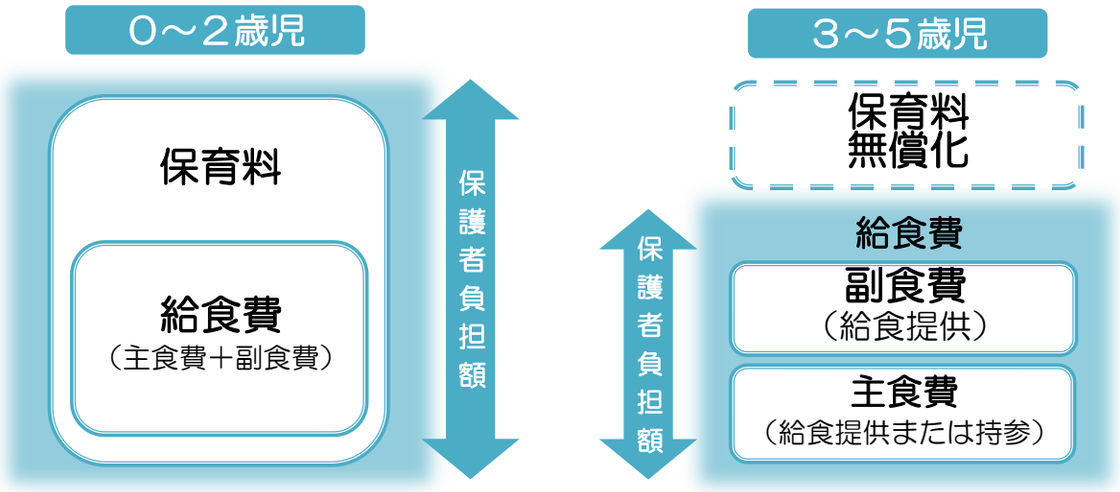

（１）保育料の算定（０～２歳児のみ）

保育料は保育の必要量(標準時間・短時間)、世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっております。

原則として、父母の市民税額を基礎とします。**父母の合計収入が年間１２０万円**に満たず、祖父母等と同居している場合は、いずれか収入の高い方の市民税額を合算して算定します。

算定をするにあたり、税情報が確認できない場合は保育料が満額になる可能性があります。

また、母子・父子世帯又は在宅障害児（者）と同居している世帯は保育料が減免となる場合があります。

算定対象年度の市民税の納税先が藤枝市外の場合は、マイナンバー制度に基づく情報連携により他の行政機関から直接課税情報の入手をいたしますが、未申告などで正常な情報が得られない場合には課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

■ 令和９年度の保育料

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
令和８年度市民税額により算定					令和９年度市民税額により算定						

※保育料については、一覧表を１１ページに掲載していますが金額を変更することがあります。

（２）保育料の支払い（０～２歳児）

保育所種別	支払方法	支払先	支払期日
認可保育所	口座振替	藤枝市	毎月２７日 （再引落は翌月１１日）
小規模保育所・家庭的保育所 事業所内保育所・認定こども園	各保育施設指定の支払期日までに保護者が直接施設に支払い		

（３）副食費の支払い（３～５歳児）

保育所種別	支払方法	支払先	支払期日
公立保育所※	口座振替	藤枝市	毎月２７日 （再引落は翌月１１日）
私立保育所・認定こども園	各保育施設指定の支払期日までに保護者が直接施設に支払い		

※藤枝市内の公立保育所は園で主食提供がありますので、主食費と副食費を合わせた「給食費」の引き落としとなります。

3号認定用（0～2歳児）

令和５年４月より、きょうだいの年齢制限を撤廃し、同一生計※であれば、第２子保育料半額、第３子以降保育料無償となりました。

（単位：円）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層	定　義		短時間	標準時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	市民税非課税世帯		0	0
C1	市民税均等割世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	5,800 0 0	6,000 0 0
C2		上記以外の世帯	11,700 5,800 0	12,000 6,000 0
C3	市民税所得割額48,600円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C4		上記以外の世帯	15,700 7,800 0	16,000 8,000 0
C5	市民税所得割額57,700円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C6		上記以外の世帯	20,600 10,300 0	21,000 10,500 0
D1	市民税所得割額69,000円未満の世帯		23,500 11,700 0	24,000 12,000 0
D2	市民税所得割額79,500円未満の世帯		25,500 12,700 0	26,000 13,000 0
D3	市民税所得割額97,000円未満の世帯		28,500 14,200 0	29,000 14,500 0
D4	市民税所得割額115,200円未満の世帯		31,400 15,700 0	32,000 16,000 0
D5	市民税所得割額133,500円未満の世帯		35,300 17,600 0	36,000 18,000 0
D6	市民税所得割額153,400円未満の世帯		38,300 19,100 0	39,000 19,500 0
D7	市民税所得割額169,000円未満の世帯		41,200 20,600 0	42,000 21,000 0
D8	市民税所得割額180,500円未満の世帯		44,200 22,100 0	45,000 22,500 0
D9	市民税所得割額200,000円未満の世帯		47,100 23,500 0	48,000 24,000 0
D10	市民税所得割額239,000円未満の世帯		49,100 24,500 0	50,000 25,000 0
D11	市民税所得割額301,000円未満の世帯		54,000 27,000 0	55,000 27,500 0
D12	市民税所得割額397,000円未満の世帯		58,900 29,400 0	60,000 30,000 0
D13	市民税所得割額397,000円以上の世帯		70,700 35,300 0	72,000 36,000 0

備考

1　教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、次の各号に掲げる特定被監護者等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　特定被監護者等のうち最年長者である保育認定子ども　この表の上段の金額

⑵　特定被監護者等のうち2番目の年長者の保育認定子ども　この表の中段の金額

⑶　特定被監護者等(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である保育認定子ども　この表の下段の金額

2　D1階層及びD2階層（市民税所得割額が77，101円未満の場合に限る。）に該当する世帯のうち、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯にあっては、C5階層の利用者負担額を適用する。

■ 小規模保育所Ａ型

小規模保育所・家庭的保育所・事業所内保育所は、**３歳の誕生日を迎えた年度末まで**利用できます。
＊★印の施設は、状況に応じて５歳児まで利用できます。
＊募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。
＊園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が〇のみの園は見学指定日は特にありません。
「日付/時間の指定」の詳細は１４ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名	施設所在地 電話番号	定員	保育年齢	【平日】開所時間 【土曜】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時預かり
1	ﾁｬｲﾙﾄﾞﾙｰﾑﾘﾘｰ薮田園	下藪田398−4 638-1535	１２人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	〇	
2	もりのいえ保育園	八幡986 646-7122	６人	１歳児～ ２歳児	7:00～19:00 7:00～17:00		
3	らんらん保育園	南駿河台4−3−3 643-4109	１５人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		
4	あいｷｯｽﾞ ﾗﾝﾄﾞ たぬま園	田沼3−20−28 636-6751	１９人	３か月～ ２歳児	7:15～18:45 7:30～17:00		
5	あいｷｯｽﾞ ﾗﾝﾄﾞ みなみ園	田沼1−16−12 636-2479	１９人	３か月～ ２歳児	7:15～18:45 7:30～17:00		
6	ほのぼの保育園	東町3−20 641-2744	１６人	３か月～ ２歳児	7:00～19:00 7:00～17:00		〇
7	みらい保育園	水守1−5−5 644-7900	１９人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		〇
8	保育所きぼう藤枝郡園	郡1−7−21 639-6787	１５人	２か月～ （首が座ってから） ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
9	すまいる保育園	城南2−7−22 647-3808	１２人	４か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		〇
10	すばる保育園	青木2−23−17 641-5578	１２人	４か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
11	あおぞらキッズ保育園	高岡1−13−10 637-2811	１９人	６か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
12	いちご保育園	高柳2166−15 625-9955	１２人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	 指定日有	
13	藤枝のんのん保育園	田沼4−1−8 636-7731	１９人	４か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
14	Orange Egg （ｵﾚﾝｼﾞ ｴｯｸﾞ ）	上藪田129−2 625-8189	１９人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		〇
15	preschool ALICE （ﾌﾟﾚｽｸｰﾙｱﾘｽ）	岡部町内谷941−31 625-9087	１９人	４か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	〇	
16	ミキネおひさまの森保育園	駅前1−8−22−101 625-9005	１２人	５７日目～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
17	古民家保育園かえるの家★	末広4−6−2 625-8545	１９人	６か月～ ５歳児	7:30～18:30 7:30～17:00	〇	〇

	園名	施設所在地 電話番号	定員	保育年齢	【平日】開所時間 【土曜】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時預かり
18	ﾁｬｲﾙﾄﾞﾙｰﾑﾘﾘｰ高洲園	兵太夫938－10 687-9502	１９人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	○	
19	アンテレ保育園	青葉町4－11－25 660-1122	１２人	６か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00	○	○ 9:00～17:00
20	風の子の家★	岡部町三輪1301－13 667-3453	１８人	満１歳～ ５歳児	7:30～18:30 7:30～17:00	○	○
21	キッズルーム・リトルハッピー	高洲5－7 634-1313	１９人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		○ 8:00～17:00

■ 小規模保育所Ｃ型
家庭的保育所

	園名	施設所在地 電話番号	定員	保育年齢	【平日】開所時間 【土曜】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時預かり
1	つくしんぼ保育園	若王子2－6－23 644-9012	９人	６か月～ ２歳児	8:00～17:00 -	○	
2	さくらママ	岡出山1－7－17 689-4635	１０人	３か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	○	
3	しらゆり保育園	音羽町1－5－32 090-5029-2553	９人	６か月～ ２歳児	8:00～17:00 -	○	
4	ひまわり保育所	瀬戸新屋432－16 643-6815	９人	３か月～ ２歳児 ※２か月は応相談	7:30～17:00 8:30～16:30	○	
5	わんぱくルーム	天王町3－9－21 054-397-9452	９人	６か月～ ２歳児 ※６か月未満は応相談	8:00～17:00 -	○ 指定時間有	○
6	さくらんぼ保育園	堀之内589 090-1727-5729	５人	４か月～ ２歳児 ※４か月未満は応相談	7:30～17:30 -		○
7	リトルリリー保育室	音羽町1－4－18 054-643-5413	５人	６か月～ ２歳児	8:00～17:00 -	○	

■事業所内保育所

＊事業所の従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

	園名	施設所在地 電話番号	定員	保育年齢	【平日】開所時間 【土曜】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時預かり
1	プティ保育園	駅前3－14－14 689-4802	２７人	６か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:30		○ 部屋あり
2	平成会ひまわり保育所	南新屋448－17 644-4711	２５人	４か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
3	プティ藤枝南園	田沼1－18－1 625-9434	２７人	６か月～ ２歳児	7:30～18:30 7:30～17:30		○ 部屋あり

■認可保育所

＊募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。
＊園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が〇のみの園は見学指定日は特にありません。
「日付/時間の指定」の詳細は１４ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名 設置者名	施設所在地 電話番号	定員	【平日】開所時間 【土曜】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時預かり
1	藤枝保育園 社会福祉法人　四恩会	若王子３－４－３３ 641-1634	１０５人	7:00～19:00 7:00～17:00		〇
2	青木橋保育園 社会福祉法人　青木橋福祉会	南新屋２２４－４ 641-0911	９０人	7:00～19:00 7:00～17:00		
3	藤枝聖マリア保育園 社会福祉法人　聖母福祉会	下藪田７３３－１ 638-2877	１３０人	7:00～19:00 7:00～17:00	 指定日有	〇
4	ひよこ保育園 社会福祉法人　ひよこ福祉会	青南町2-6－６６ 637-0752	９０人	7:00～19:00 7:00～19:00	〇	〇
5	岡部聖母保育園 社会福祉法人　聖母福祉会	岡部町内谷５８１－２ 667-0232	６０人	7:00～19:00 7:00～17:00	〇	〇
6	ガゼルの森保育部 社会福祉法人　ハルモニア	城南１－５－５ 639-7710	104人	7:00～19:00 7:00～17:00	 指定日有	〇 部屋あり
7	どんぐり保育園藤枝 株式会社　セイワ企画	前島２－１２－１３ 635-0203	６０人	7:00～19:00 7:00～17:00		
8	あおぞら保育園 株式会社　みらい	高岡４－２－４０ 636-2656	８９人	7:00～19:00 7:00～17:00		
9	青葉ひよこ保育園 社会福祉法人　ひよこ福祉会	青葉町３－８－１４ 637-2777	６０人	7:00～19:00 7:00～19:00	 午前のみ	〇 部屋あり
10	前島保育園 藤枝市	前島３－１６－３１ 635-9379	１５０人	7:00～19:00 7:00～17:00	 指定日有	〇
11	みわ保育園 藤枝市	岡部町三輪６８５－２ 667-0901	７５人	7:00～19:00 7:00～17:00	 指定日有	〇
12	あさひな保育園 藤枝市	岡部町宮島５１７－１ 668-0100	７０人	7:00～19:00 7:00～17:00	 指定日有	〇

全園の紹介は以下のＱＲコードから♪各園で作成し、魅力を発信しています！

認可保育所

認定こども園

小規模保育所
家庭的保育所
事業所内保育所

幼稚園

■認定こども園（２・３号）

＊募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。
＊園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が〇のみの園は見学指定日は特にありません。
「日付/時間の指定」の詳細は１４ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名 設置者名	施設所在地 電話番号	定員	【平日】開所時間 【土曜】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時預かり
1	青島こども園 学校法人　大雄学園	小石川町４－１－３ 641-0705	89人	7:00～19:00 7:30～17:00	〇 指定日有	〇 部屋あり
2	広幡こども園 学校法人　広幡学園	鬼島３９３ 641-2389	96人	7:00～19:00 7:30～17:30	〇 指定日有	〇 部屋あり
3	認定こども園藤枝橘幼稚園 学校法人　橘学園	北方１１３０－１３ 638-0753	24人 2号のみ	7:30～18:30 7:30～17:00	〇	〇
4	駿河台こども園 学校法人　法城学園	駿河台２－１３－２ 645-0881	90人	7:00～19:00 7:30～17:00	〇 指定日有	
5	こばとこども園 学校法人　法城学園	瀬戸新屋７０ 641-1252	60人 2号のみ	7:00～19:00 7:30～17:00	〇 指定日有	
6	大洲こども園 学校法人　大洲学園	大洲２－２７－１３ 635-1591	90人	7:00～19:00 7:30～17:00		
7	いなばこども園 学校法人　稲葉学園	堀之内５２０－３ 641-2902	69人	7:00～19:00 7:30～17:00	〇	
8	せとやこども園 学校法人　瀬戸谷学園	本郷２２５ 639-0057	33人	7:00～19:00 7:30～17:00		〇
9	志太こども園 学校法人　大雄学園	志太２－１０－３０ 644-7705	78人	7:00～19:00 7:30～17:00	〇 指定日有	〇 部屋あり
10	葉梨こども園 学校法人　葉梨学園	下之郷１７１３－６ 638-0238	105人	7:00～19:00 7:30～17:00	 午前のみ	
11	高洲こども園 学校法人　高洲学園	高柳２丁目6－1 635－0513	75人	7:30～18:30 7:30～17:00	〇	
12	プメハナ リコこども園 社会福祉法人　若葉福祉会	大東町４７－１ 636-6303	60人	7:00～19:00 7:00～17:00	〇 午前のみ	〇 部屋あり
13	プメハナ リコエルアこども園 社会福祉法人　若葉福祉会	兵太夫５０５－１１ 635-8902	72人	7:00～19:00 7:00～17:00	〇 午前のみ	〇
14	ふじの花こども園 学校法人　大雄学園	与左衛門４１－８ 635-2192	94人	7:00～19:00 7:30～17:00	〇 指定日有	〇
15	保育所型認定こども園たちばな保育園 社会福祉法人　青山会	上当間４４３－３ 644-2522	95人	7:00～19:00 7:00～17:00		〇
16	認定こども園藤枝聖母幼稚園 学校法人　静岡聖母学園	茶町１-２-５１ 641-9522	30人 2号のみ （予定）	7:30～18:30 8:00～16:00	〇 指定日有	〇
17	認定こども園岡部聖母幼稚園 学校法人　静岡聖母学園	岡部町内谷１３２７-１ 667-0261	45人 2号のみ （予定）	7:30～18:30 8:00～16:00	〇 指定日有	

※藤枝聖母幼稚園・岡部聖母幼稚園は令和9年度より幼稚園型認定こども園に移行する予定です

■認定こども園（１号）

令和９年度入園申し込みは、令和８年９月１日（火）から受け付けます。各施設に備え付けの入園願書（８月５日(水)から配布）に必要項目を記入し、直接各こども園・幼稚園に提出してください。詳しくは各施設へお問い合わせください。

	園名	施設所在地 電話番号	定員	保育時間	預かり保育時間	夏休みなど長期休業時期の預かり保育時間
1	青島こども園	小石川町４－１－３ 641-0705	105人	8：30～14：00	7：30～8：30 14：00～18：00	7：30～18：00
2	広幡こども園	鬼島３９３ 641-2389	156人	8：30～14：00	7：00～8：30・ 14：00～19：00	7：00～19：00
3	認定こども園 藤枝橘幼稚園	北方１１３０－１３ 638-0753	11人	9：00～14：00	7：30～9：00・ 14：00～17：00	7：30～17：00
4	駿河台こども園	駿河台２－１３－２ 645-0881	40人	9：00～14：00	7：30～8：30 14：00～18：00	7：30～18：00
5	こばとこども園	瀬戸新屋７０ 641-1252	60人	9：00～14：00	7：30～8：30 14：00～18：00	7：30～18：00
6	大洲こども園	大洲２－２７－１３ 635-1591	117人	8：30～14：00	7：00～8：30・ 14：00～18：00	7：00～18：00
7	いなばこども園	堀之内５２０－３ 641-2902	10人	9：00～14：00	7：00～8：30 14：00～18：00	8：30～18：00
8	せとやこども園	本郷２２５ 639-0057	15人	8：30～14：00	7：00～8：30・ 14：00～19：00	7：00～19：00
9	志太こども園	志太２－１０－３０ 644-7705	81人	8：30～14：00	7：30～8：30 14：00～18：00	7：30～18：00
10	葉梨こども園	下之郷１７１３－６ 638-0238	81人	8：30～14：00	7：30～8：30・ 14：00～18：00	7：30～18：00
11	高洲こども園	高柳2－6－1 635-0513	135人	8：00～14：00	7：30～8：00 14：00～18：30	7：30～18：30
12	プメハナ　リコこども園	大東町４７-1 636-6303	8人	8：30～15：00	7：30～8：30 15：00～19：00	7：30～19：00
13	プメハナ　リコエルア こども園	兵太夫505-11 635-8902	8人	8：30～15：00	7：30～8：30 15：00～19：00	7：30～19：00
14	保育所型認定こども園 たちばな保育園	上当間４４３－３ 644-2522	6人	9：00～15：00	7：00～9：00 15：00～19：00	7：00～19：00
15	認定こども園 藤枝聖母幼稚園	茶町１－２－５１ 641-9522	25人 （予定）	9：00～14：30	7：30～9：00・ 14：30～18：30	7：30～18：30
16	認定こども園 岡部聖母幼稚園	岡部町内谷１３２７－１ 667-0261	30人 （予定）	9：00～14：00	7：30～9：00・ 14：00～18：30	7：30～18：30

■私立幼稚園

	幼稚園名	所在地 電話番号	定員	保育時間	預かり保育時間	夏休みなど長期休業時期の預かり保育時間
1	平島幼稚園	平島６０２－９９ 643-2300	54人	9：00～14：30	14：30～17：00	8：30～17：00
2	西益津幼稚園	郡１００９ 641-0164	60人	9：00～14：30	7：30～9：00・ 14：30～18：00	7：30～18：00
3	藤岡幼稚園	藤岡２丁目７－１ 641-6433	65人	9：00～14：30	7：30～9：00・ 14：30～18：00	7：30～18：00
4	藤枝東幼稚園	若王子３丁目４－３４ 641-0879	60人	9：00～14：30	7：30～9：00・ 14：30～18：00	7：30～18：00
5	藤枝音羽幼稚園	音羽町３丁目１０－６ 643-1118	50人	9：00～14：30	7：30～9：00・ 14：30～18：00	7：30～18：00
6	藤枝順心高等学校 附属幼稚園	前島２丁目３－２ 635-0450	420人	8：00～14：00	7：30～9：00 14：00～19：00	7：30～19：00
7	高洲南幼稚園	高洲５４－４ 635-5031	90人	8：00～14：00	7：15～8：00 14：00～18：30	7：15～18：30

■幼稚園・こども園１号の無償化について

◎ 満３歳を含めて３歳から５歳までのすべてのこどもたちの利用が無償化されます。

保育料の支払いが不要となります。
幼稚園は月額28,000円まで無償となります。
※実費負担分（通園送迎費・食材料費・行事費等）などは対象となりません。

◎ 「保育の必要性」がある場合には、預かり保育の利用も無償化されます。

保育の必要性については藤枝市の認定が必要です。２ページをご参照ください。
認定は、園を通して市で行います。
預かり保育の利用日数×490円を上限として、3歳から５歳までは月額12,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯は月額17,700円まで無償となります。
利用者は、これまでと同様に幼稚園等に預かり利用料を支払っていただき、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化となる分を市からお返しします（償還時期は年２回です。申請方法は園を通してお知らせします）。

◎ 年収３６０万円未満相当（市町村民税所得割額77,101円未満）世帯と小学校3年生のこどもから数えて第3子以降については、副食費の助成が受けられます。※主食分については、引き続き利用者の負担となります。

施設の種類と特徴

地域型保育所

（小規模保育所Ａ型・Ｃ型・家庭的保育所・事業所内保育所）

3歳未満児を対象に、少人数のお子さんを家庭的な雰囲気でゆったりとした保育を行います。少人数のため、ご家庭とコミュニケーションを密にとりながら、低年齢のお子さんを一人ひとりの状態に配慮したきめ細かい対応ができ、お子さんにとっても親しみやすく安心感が得られる保育環境が特長です。

保育所

就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園

３歳から小学校就学前までの幼児が教育を受ける学校施設です。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

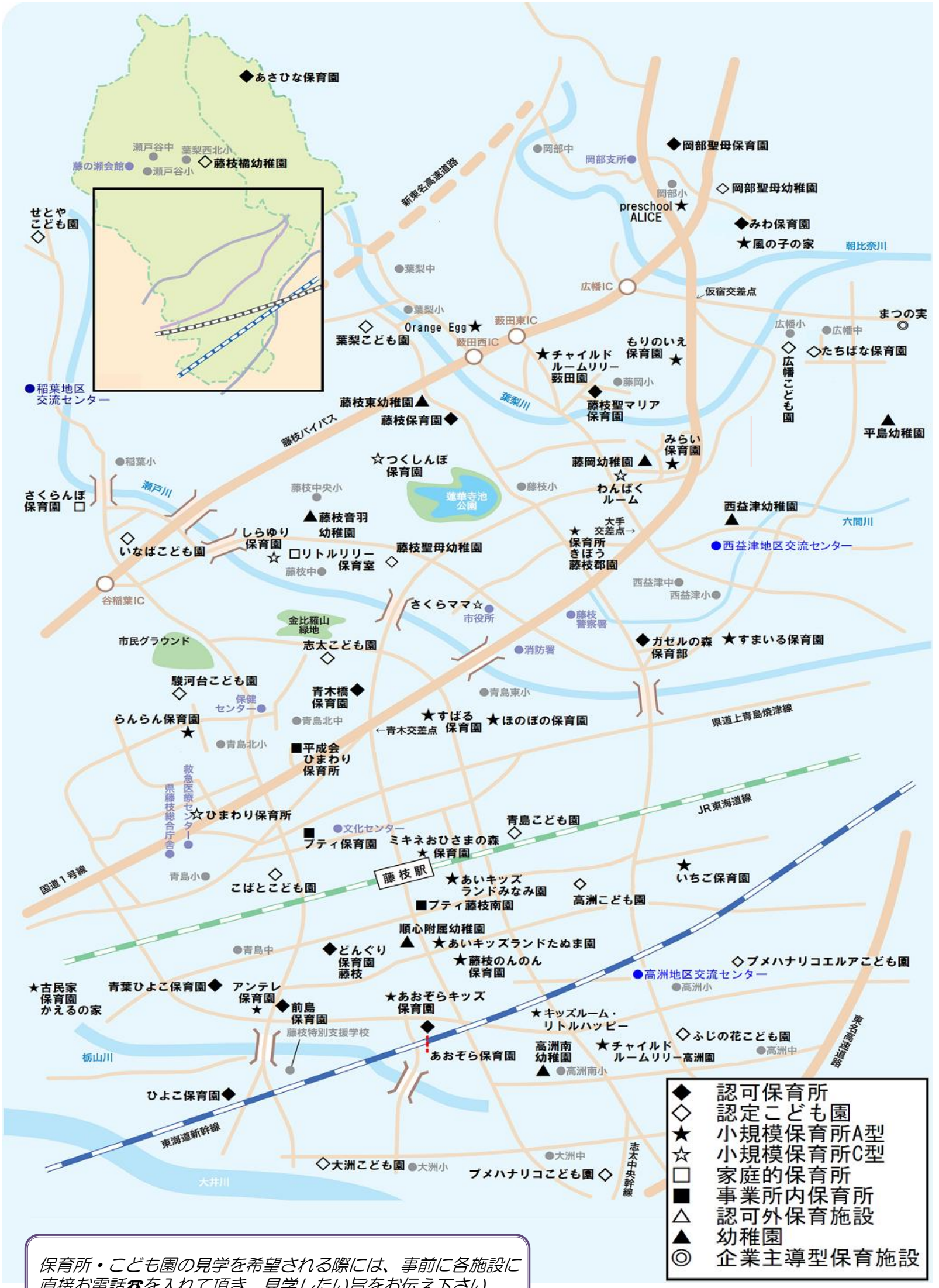

保育所・こども園の見学を希望される際には、事前に各施設に直接お電話☎を入れて頂き、見学したい旨をお伝え下さい。

よくある質問と回答（Q&A）

申し込みに関すること

Q１．申し込みをすれば必ず入園できますか？　保育施設の入園は先着順で決定しますか？

A．必ず入園できるとは限りません。入園希望者が受入枠を超過した場合は、提出いただいた書類をもとに選考となりますのでご了承の上でお申し込みください。
また、受付期間内であれば入園選考に書類提出の順番は関係ありません。

Q２．入園選考上、第１希望としている申し込み者が優先ですか？

A．第１希望の人や、１つの保育施設のみを希望している人が優先ということはありません。
児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされるお子さまから、審査にかかる希望順位が最も高い保育施設への入所が決定します。

Q３．希望園を１園のみで申し込みをして入園できなかった場合、その後、希望園を増やすことは可能ですか？

A．保留通知後に希望園を増やすことは可能ですが、追加した希望園は、既に空き枠がないことも考えられます。そのため、最初の申し込み段階で園見学をして、希望園をできるだけ多く（た通える範囲内で）記載することを強くお勧めします。

Q４．空き状況を教えてください。

A．一次申請の場合は、９月上旬から窓口にて目安の受け入れ枠を提示し、電話でも空き状況をおできる予定です。二次及び三次申請の場合は、窓口や電話にてお問い合わせいただければ、ぞれ前回の選考後の状況を踏まえて審査にかかる園をお伝えします。(三次申請は随時となりまので、入所希望月の２か月前中旬頃に空き状況がわかります。)同じように希望される方もいるため、空きのある園に必ずしも入園できるとは限らないことをあらかじめご了承ください。

Q５．見学必須園は見学してからでないと申し込みできませんか？

A．見学をしていなくても申し込み（希望）は可能ですが、希望する園はお子さまが毎日通うことになりますので、見学必須の有無に関わらず、事前に見学してから申し込むことを強くお勧めし園によって、保育方針や諸経費等が異なりますので、内定してから「思ったよりお金がかかる」「遠くて送迎が大変そうだった」等の理由でキャンセルしないよう、事前に情報収集をしてください。

Q6．育休中でも申し込みはできますか？

A．入園希望月が育休復帰予定月、またはその前月である場合のみ申し込み可能です。ただし、下のお子さまの育休中に、上のお子さまだけの申し込みはできません。（※産前産後要件を除く）
入園後、入園当月又はその翌月中に職場復帰していただく必要がありますので、慣らし保育期間のことも考慮し、事前に職場と調整をしておいてください。

Q7．求職中でも申し込みはできますか？

A．申し込みは可能ですが、就労している方が優先されますので、ご了承のうえお申し込みくださいまた、求職中として入園した場合、原則<u>３か月以内に就労証明書のご提出がないときは退園</u>となりますので、ご了承ください。

Q8．単身赴任等により両親が別居していますが、申し込みには保護者２人分の書類が必要ですか？また、保育料算定の際、２人分の税額が対象となりますか？

A．保育を必要とする理由を証明する書類はそれぞれ必要です。（５ページ参照）
また、保育料算定も保護者２人分の税額が対象となります。

Q9. 利用申込書や世帯状況等調査票の入所希望児童や家族の状況はいつ時点のものですか？

A. 年齢のみ令和9年4月1日時点、住所は申込時点（現住所）、その他は入所希望月時点の状況です（申し込み時に分かる範囲で結構です）。

Q10. 申し込み後に仕事や家庭の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

A. 就職・退職・転居・妊娠・結婚・離婚等、申し込み時点の状況から変更が生じた場合は、**書類の再提出、再選考及び内定取消し**となる場合がございますので、こども課までお申し出ください。
（育休等から復職される方で申込時点から勤務条件が変更となった場合も**再選考の対象**となります。）
また、入園した後も状況に変更が生じた場合は、園を通して同様にお手続きください。

結果及び入園後に関すること

Q11. 選考結果はどのように連絡がありますか？

A. １次選考の結果は、令和９年１月下旬頃にこども課又は、こども園から通知を発送する予定です
２次選考の結果は、**入所できる場合のみ**令和９年２月８日～16日頃にこども課から電話連絡をし
３次選考の結果は、**入所できる場合のみ**入所月の前月の初旬頃に**入所できる保育施設**から電話連
をします。（３ページ参照）

Q12. 内定後、キャンセルや入園時期等の変更はできますか？

A. 引越しや転職、その他やむを得ない理由でのキャンセル以外は一切受け付けできません。
保育施設では、保育士数・施設条件等から１年を通しに児童の受入れを計画・調整・決定してい
いる
ため、認められません。**変更する場合は内定取消し・再選考となります。**
入園時期や希望園をしっかりと決めたうえでお申し込みください。

Q13. 産前産後のため入園した後、引き続き在園することはできますか？

A. 入園は期間限定の取扱いとなるため、期間終了後は原則退園していただきます。
産前産後期間終了後、別の「保育を必要とする理由（２ページ参照）」に該当し、かつ産まれた
お子さまも保育施設等へ入所する場合は、継続が可能です。ただし、ご希望園の空き状況によっ
継続ができない場合もありますのでご了承ください。

Q14. 第２・３希望園に入園後、第１希望園に転園申し込みできますか？

A. 保育施設入所後は、**市内転居・転勤による勤務先の変更があった場合、その他転園が必要と認められる場合**に転園申請することができます。その場合は、「年度途中転園希望申請書」記載留意事項を熟読の上、在籍園へ提出してください。転園希望先は、空き枠が既にないことも考えられます。（８ページ参照）

Q15. 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、保育を必要とする理由がなくなり退園となります。ただし、その後すぐに求職活動をする場合は保育を必要とする要件を変更し、保育施設を継続していただける形になります。その際は求職中としての認定期間が切れる３か月以内に、**新しい就職先で就労開始**かつ**就労証明書のご提出**が必要です。

Q16. 入園が保留となってしまいましたが、こどもの保育ができない等事情がある場合どうしたらいいですか？

A. ２ページにも記載がありますように、保育園は入園可能定員が決まっており、入園希望者の中から選考せざるを得ない状況である事をご了承ください。
保留となった場合、下記のように対応されている世帯が多いようです。
◇他に通園可能な希望園を追加する。
◇児童を認可外保育施設、企業主導型保育所等に預けて就労を始める。（22ページ参照）
◇保育施設の一時預かりを利用する。（12～15、22ページ参照）
◇児童を近親者に預けて就労を始める。
◇職場の理解が得られる等状況的に可能であれば、職場に同伴する。
　または職場に託児所のある場合は利用する。
◇３歳以上であれば幼稚園に入園し、幼稚園の預かり保育を利用し就労する。
◇育児休業を延長する等、引き続き保護者が家庭保育を行う。

転入出及び広域入所（市外からの申請、市外の園への申請）に関すること（９ページにも記載あり）

Q17. 現在は他市在住ですが、藤枝市の園に申し込みをしたい場合はどうしたらいいですか？

A. ◇現在、焼津市・島田市に住民票があり、令和８年度末（令和９年3月31日）までに藤枝市への転入及び住所が確定している場合（一次申請のみ）　⇒　藤枝市こども課にてお申し込みください。
◇上記以外の場合　⇒　お住まいの市区町村の保育窓口を通してお申し込みください。
※転入予定の方は、藤枝市の様式の「転入確約書」もあわせてご提出ください。
※入園希望前月までに転入しない場合、転入時期・住所が未確定の場合、転入予定がない場合については、藤枝市民の選考が優先となりますので、ご承知おきください。
※内定後、転入が遅れる場合や、転入しなくなる場合は**内定取消し・再選考**となります。

Q18. 藤枝市在住ですが、市外の保育園に申し込みができますか？

A. 申し込みは可能ですが、その市区町村の住民の選考が優先となりますのであらかじめご了承ください。
事前に利用希望先の市区町村の保育窓口にお問い合わせのうえ、提出方法及び期限等を確認し、藤枝市こども課へ余裕を持ってお早めにご提出ください。

その他

Q19. 育休延長をしなければならない場合も、保育園の申し込みが必要になりますか？

A. 育休期間が終了する前に育休延長の手続きをする必要がありますが、その際復帰予定月に保育所等への入所保留の通知が必要な場合があります。保育園の申し込みをし、入所できなかった場合に発行ができるため、必ず入所希望月（復帰予定月）の申請締切日までに保育園の申し込みをしてください。
なお、審査の結果、入所が決定した場合のキャンセルはできませんのでご了承ください。

Q20. 保育料は誰が決めてどこに支払うのですか？

A. 保育料（11ページ参照）は市が決定して、保護者へ通知します。認可保育所は、口座振替で市へ支払うことなります。小規模保育所・こども園は、園へ直接支払うことになりますので入園決定後、支払方法については各施設へお問い合わせください。（10ページ参照）

Q21. 母子（父子）世帯の保育料は無償ですか？

A. 必ずしも無償になる訳ではありません。保護者の収入が120万円未満の場合、同居祖父母の市民税額を参考に保育料が算定されることがあります。
なお、事実婚の関係にある同居人がいる場合は、保護者の収入に関係なく、合算して保育料が算定されます。

一時預かりについて

保護者の就労や通院・出産などの事由で一時的にお子さんを預けたい場合に、保育所・こども園等で一時預かりを実施しています。
申請方法・利用料金・利用時間等は、各園によって異なります。

一時預かりを利用したい場合は、直接希望される保育施設にお問い合わせください。

※事前に申請・予約が必要な園もある為、お早めにご相談ください。
※実施している保育施設については、12～15ページの【一時預かり】に○がついている園又は市のホームページを参考にしてください。

その他の保育施設

■市内　企業主導型保育施設

国の基準を満たした保育施設です。従業員のこどもだけでなく、地域のこどもも利用できます。
お問い合わせ、お申し込みは、直接施設へお願いします。

企業主導型保育施設名	施設所在地	電 話 番 号	定 員	保育年齢	一時預かり	障害児受入
まつの実	下当間６４７－２	631-5621	１７人	0歳 ～2歳	○	

病児保育（予約制）

こどもの急な発熱などで在籍する保育施設での集団保育が困難となり、かつ保護者の就労等の理由から保護者による看護ができない時に、専用の保育室で一時的にこどもを預かります。

	藤枝市シルバー人材センター託児室 キッズルーム・リトルハッピー	小石川町クリニック病児保育室
利用対象	市内に住んでいるか、市内の保育施設・幼稚園などに在籍している子で、保護者の就労などの理由で、家庭で保育や看護をすることが困難である生後６か月から小学校就学前のこども。	
利 用 日	月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 （祝日・１２月２９日～１月４日除く）	月曜日～金曜日　午前８時30分～午後４時30分 （小石川町クリニックの休診日は休み）
利 用 料	１日：2,000円　半日：1,000円 （現金で直接、施設に支払い）	１日：2,000円　４時間未満の場合：1,000円 （別途当日診察料がかかります）
利用方法	①原則前日の開所時間（午前９時～午後５時）までに電話で施設に利用状況を確認し、予約する ②医師の診断を受け、利用可能であることの証明（病児保育事業連絡票）をもらう ③利用時に申込書に証明書を添えて施設に提出する	①原則、前日までにｸﾘﾆｯｸに電話をかけ予約する (平日午後６時まで、土曜正午まで、日曜祝日休診) ②利用当日、ｸﾘﾆｯｸでの診察を受け、利用可能であることの証明をもらう ③午前８時30分以降に、申込書・証明書を持参し、入室する
問い合わせ	藤枝市シルバー人材センター託児室：054-641-5565 キッズルーム・リトルハッピー：054-634-0555	054-644-8800
持 ち 物	詳細については、ホームページ等でご確認ください （参考）着替え一式・タオル・オムツ・ビニール袋	必要時：ミルク・離乳食・お弁当・おやつ等

※病中であっても重篤な基礎疾患がある場合や特定の感染症を発症している場合は利用できません。
※病児保育の利用申込書や病児保育事業連絡票は、市ホームページからダウンロードできます。
※予約後のキャンセルは、判明した段階でお早めに施設に連絡してください。
※当日の利用も可能な場合もございます。各施設へお問い合わせください。

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」とは、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもが、月10時間までの範囲で、時間単位で保育所等に通うことができる制度です。

【利用対象】　生後6か月～満3歳未満　※教育・保育給付により認可保育所や認定こども園、地域型保育事業所などに3号認定で通っているこどもは利用できません。

【利用可能時間】　月10時間以内

【利用料金】　各施設にお問い合わせください。

【利用方法】　給付認定システムや事前面談予約、利用予約は、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」で行います。

※実施施設など制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

藤枝市ホームページ

こども誰でも通園制度
総合支援システム

～　ご案内　～

『藤の里ファミリー・サポート・センター』

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助をしたい人(**提供会員**)と子育ての援助を受けたい人(**依頼会員**)の子育て相互援助活動です。

【利用対象】　藤枝市在住で概ね４か月から小学生までのこどもを子育て中の方

【利用料】　平日7:00～19:00は１時間につき６００円、早朝・夜間・土日祝日は割増料金となります。
※援助活動における交通費は別途料金をいただきます。

【利用方法】　会員登録後、サポートが必要なときは依頼日の10日前までにファミリー・サポート・センターへお電話ください。
※サポートの時期、内容により、援助可能な提供会員をご紹介できないことがあります。

【持ち物】　ご飯・おやつ・ミルク・オムツ・チャイルドシート・ジュニアシート等、保育に必要なものは依頼会員がご用意ください。（依頼会員が持参されない場合は実費をいただきます）

利用等の詳細は、直接藤の里ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください
〒４２６－８７２２　藤枝市岡出山１－１１－１　（藤枝市役所こども課内）
藤の里ファミリー・サポート・センター　℡：６４３－６６１１

『一時預かり（予約制）』

【利用対象】　生後６ヶ月から就学前のこども

【利用日】　月曜日～金曜日　９：００～１７：００（祝日・１２月２９日～１月４日除く）

【場所】　藤枝市シルバー人材センター内託児室

【利用料】　1時間まで：1,210円　2時間まで：2,310円　3時間超え：1,097円、別途事務費（最低550円）

【利用方法】　予約制のため事前に藤枝市シルバー人材センターへ電話連絡
（緊急の場合要相談）℡：641-5565　住所：藤枝5-3-20

【持ち物】　着替え一式・タオル・オムツ必要時：ミルク・離乳食・お弁当・おやつ等持参

『ふじえだあかちゃん駅』

外出時に授乳やおむつ交換のできる場所「あかちゃん駅」
施設入口には「あかちゃん駅」のフラッグがありますので、
お気軽にお立ち寄りください。
また、「搾乳できること」の表示もしています。
対象施設は市ＨＰからも確認できます。

あかちゃん駅のある
施設入り口のポスター

藤枝市役所の
あかちゃん駅の様子

「藤枝市こども基本条例」・「藤枝市こども計画」について

本市では、令和６年４月に「藤枝市こども基本条例」を施行し、令和７年３月に、「藤枝市こども計画」を策定しました。

この計画は、すべてのこども・若者が、夢と希望を抱きながら幸せにくらすことができる「こどもにやさしいまち」を実現するために、結婚から妊娠、こどもの誕生から青年期、子育て期まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない具体的な各施策をまとめたものです。

こどもたちが安全かつ安心して健やかに育ち、こどもにやさしいまちの実現を目指してまいります。

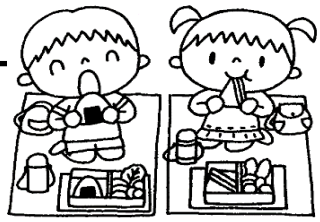

藤枝市
Fujieda City
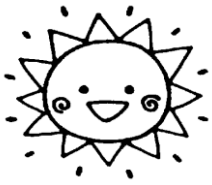
■問い合わせ先
〒426-8722
藤枝市岡出山１丁目１１-1
藤枝市役所　こども課　保育推進係
TEL：０５４-６４３-３３２５（直通）